公営事業答申第 1 号

令 和 8 年 4 月 17 日

由利本荘市長　湊　貴 信 様

由利本荘市公営事業経営検討委員会

委員長　金　澤　伸　浩

答　　申　　書

令和7年12月19日付けで諮問された「市公営事業の経営課題（ガス事業における原料費調整制度の導入）」について、下記のとおり答申いたします。

記

「由利本荘市ガス事業においては、早期に原料費調整制度を導入するべきである。」

1. これまでの経緯

本市ガス事業におきましては、長期にわたり市民生活と地域経済を支える重要なインフラとして安定的な供給を続けてまいりました。しかしながら、近年、ガス原料である液化天然ガス(LNG)等の国際的な市場価格の変動が著しく、その影響が事業経営に無視できない水準で及ぶ状況となっております。

(1)原料価格の変動と現行料金制度の課題

現行のガス料金制度では、料金改定には市の条例改正や議会の議決が必要であり、手続きに時間を要します。このため、原料価格が急激に変動した場合、その変動を迅速かつ機動的に料金に反映することができず、価格上昇のリスクを市が一方的に負う形になっていることや価格が下落した場合は、市では需要家に還元できずにいました。

(2)経営状況への影響

特に近年は、国際情勢の不安定化やエネルギー需要の増加などにより、原料価格が短期間で大幅に高騰する局面が散見されます。こうした価格高騰時には、原料調達コストが増大し、事業収支の悪化、ひいては市民への安定供給を維持するための設備投資や保安対策への影響が懸念される事態となっていました。

(3)先行事例の調査と検討

こうした背景のもと、市は、原料価格の変動を機動的に料金に反映させ、経営の安定化を図っている他都市の公営ガス事業および一般ガス事業における「原料費調整制度」の導入状況について調査・研究を進めてまいりました。その結果、本制度が価格変動リスクを適正に分散し、ガス事業の健全な運営に資する有効な手段であるとの認識に至り、このたび本委員会への諮問に至ったものです。

---

2. 導入の必要性

「ガス原料費調整制度」の導入は、本市ガス事業の**持続可能性**及び**利用者の公平性**を確保するために必要不可欠であると判断いたします。

(1)経営の安定化と持続可能性の確保

原料費調整制度は、国際的な原料市場価格の変動を、透明性の高い算定方法に基づき、自動的にガス料金に反映させる仕組みです。

- **リスクヘッジ機能：** 原料価格高騰時には速やかに料金へ転嫁し、事業収支の急激な悪化を防ぎます。これにより、予期せぬコスト増大による資金繰りへの影響を最小限に抑え、事業の**財務的安定性**を確保できます。
- **安定供給への貢献：** 経営が安定することで、老朽化した導管の計画的な更新、災害対策の強化、高度な保安体制の維持に必要な投資を継続的に行うことが可能となり、市民生活に不可欠な**ガス供給の安全と安定**を長期にわたって維持できます。

（2）料金負担の公平性と透明性の向上

- **タイムラグの解消：** 現行制度のような料金改定の遅延によって生じる、特定の期間の利用者が過去のコスト高騰分を負担する、あるいはコスト低下分の恩恵を遅れて受けるといった**時間的な不公平**を解消します。利用者は、常にその時点の原料価格に基づいた適正な料金を負担することになります。
- **透明性の確保：** 調整額の算定は、財務省が公表する貿易統計の平均原料価格に基づき、あらかじめ定めた算定式によって行われます。これにより、料金が変動する根拠が明確となり、利用者の料金体系に対する**理解と信頼**の向上に繋がります。

（3）他の公益事業との整合性

電気料金や他都市のガス料金においても、既に原料費調整制度が広く導入・適用されている現状に鑑み、本市ガス事業においても本制度を導入することは、公益事業としての料金体系の**一般的なあり方との整合性**を図る上でも適切であります。

---

3. 結論

以上の経緯と必要性から、「ガス原料費調整制度」は、本市ガス事業の健全かつ安定的な運営と、長期的な市民サービスの維持・向上のために極めて有効な手段であり、**早期に導入体制を整えるべき**であります。

つきましては、諮問にありましたガス原料費調整制度の導入について、次の算定方法等を参考に、関係規程を整備したうえで、充分な周知期間を確保し、**早期の制度導入**を図るよう要請するものであります。

なお、導入にあたっては、制度の概要や算定根拠など需要家に対する丁寧な説明やホームページなどによる情報公開に努めていただくよう申し添えます。

《算定方法等》

1．原料費調整制度によるガス料金の算定方法

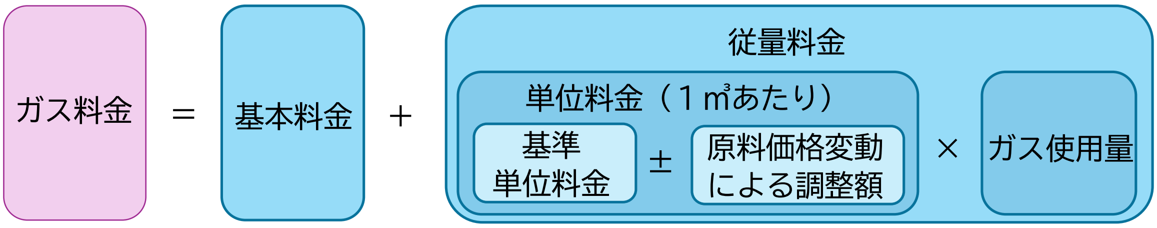

毎月のガス料金は、基本料金に、あらかじめ定めた基準単位料金（現行の単位料金）に、原料価格変動による調整額を加算または減算して算定する単位料金にガス使用量を乗じて算定する従量料金を加算した金額とします。

2．原料価格の算定期間とガス料金への反映時期

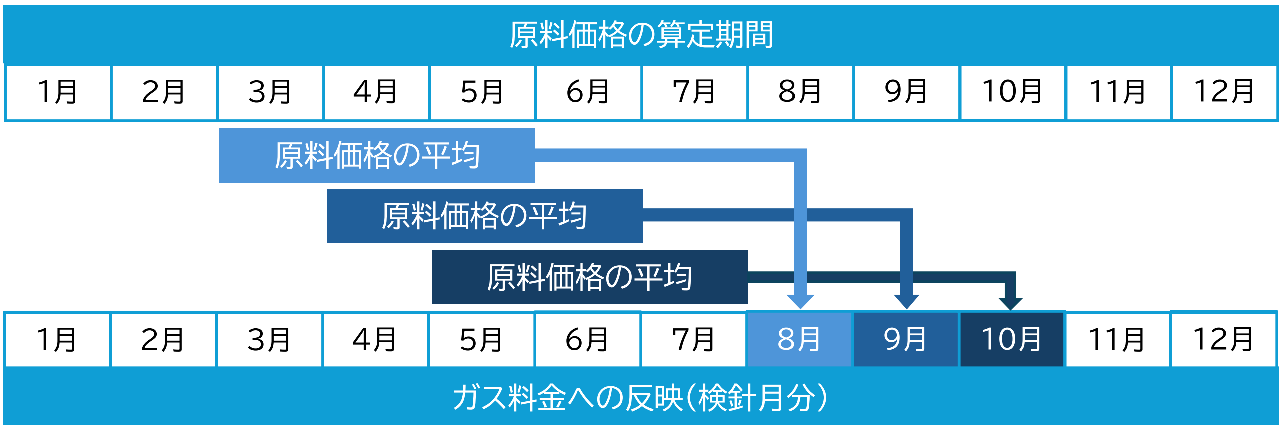

３か月の平均原料価格と、基準となる原料価格（基準平均原料価格）を比較し、その変動分について、算定期間の最終月から３か月後の検針月分に反映します。原料価格には、財務省貿易統計に基づき公表される全日本ＬＮＧＣＩＦ価格を使用します。

3．原料価格変動額の算定

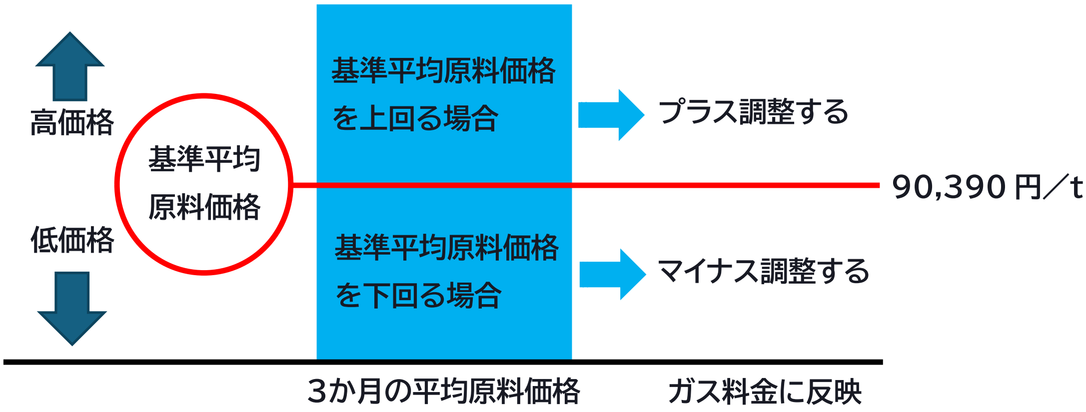

原料価格変動額を算定するためには、３か月の平均原料価格と比較する固定された基準となる原料価格（基準平均原料価格）を設定します。

今回の原料費調整制度導入にあたっては、由利本荘市のガス事業経営が安定していた期間である令和６年１０月から令和７年９月までの１年間の全日本ＬＮＧＣＩＦ価格の平均原料価格１トンあたり９０，３９０円を基準平均原料価格として設定します。したがって、この基準平均原料価格を上回ればプラス調整し、また、下回ればマイナス調整することになります。

原料価格変動額　＝　３か月の平均原料価格　－　基準平均原料価格９０，３９０円／ｔ

４．調整額の算定

調整額　＝　原料価格変動額　×　※７０％

※ 原料価格変動額が急激に上下した際の緩和措置として７割掛けします。

１トンあたりの原料価格変動額を１立方メートルあたりの原料価格変動額に換算して算定します。

なお、算定にあたっての定義は、次のとおりとします。

ＬＮＧの標準発熱量：５４,７００ＭＪ／ｔ

由利本荘市ガス小売供給標準熱量：４６．０４６５５ＭＪ／Ｎ㎥

Ｎ㎥とＳ㎥の換算係数：０．９２９

０℃大気圧状態での体積：Ｎ㎥

およそ２０℃大気圧状態での体積：Ｓ㎥（料金・ガスメーターに使用）

【参考】

1. 由利本荘市公営事業経営検討委員会検討経過

	期　日	内　容
第１回	令和７年12月19日	諮問 市公営事業の概要（ガス･上下水道） ガス原料費調整制度について（しくみ）
第２回	令和８年２月13日	原料費調整制度について（試算）
第３回	令和８年４月17日	答申案協議（決定）

2. 由利本荘市公営事業経営検討委員会 委員一覧

（敬称略）

№.	氏 名	所属･役職	備考
1	金澤　伸浩	秋田県立大学 経営システム工学科　准教授	委員長
2	小笠原　公毅	秋田しんせい農業協同組合 代表専務理事	
3	碇屋　茂樹	本荘金融懇話会 会長（秋田銀行本荘支店長）	第3回 山下 知之
4	片村　正浩	由利本荘市商工会　副会長	
5	岸田　良子	由利本荘市商工会　女性部長	
6	土田　寛史	由利本荘市青年会議所　理事長	第２･３回 森　健利
7	佐藤　良一	東北税理士会本荘支部　税理士	
8	小松　　寿	県旅館ホテル生活衛生同業組合 由利本荘支部長	
9	三浦　徳久	由利本荘市社会福祉協議会　会長	
10	小島　弥惠子	由利本荘市民生児童委員協議会　理事	